

Ⅱ 主な調査結果

II 主な調査結果

●組織基盤

県等協会の組織形態をみると、法人格を有する協会が約4割、法人格を有しない協会が約6割であり、前回調査(平成22年度)から法人格を有する協会が7協会増加した。法人格は「一般社団法人」が8協会と最も多く、ついで「公益財団法人」の7協会である。体育協会に加盟、または準加盟している協会は約2割であった。

県等協会の役員数をみると、「20～29人」が24協会と最も多く、ついで「10～19人」が20協会であった。役員属性は「障がい当事者団体(身体障がい)」が49協会と最も多く、ついで「障がい当事者団体(知的障がい)」44協会、「社会福祉協議会」34協会であった。

県等協会の職員数をみると、「4～5人」が17協会と最も多く、ついで「2～3人」の15協会、「6～7人」の11協会である。職員属性をみると、協会の自主財源で雇用された専任職員を配置している協会と協会を運営する法人・団体の職員として雇用され、協会に配置された専任職員を配置している協会は、それぞれ約4割であった。いずれの専任職員もない協会は13協会であった。

県等協会の年間予算をみると、年間予算8,000万以上の7協会のうち6協会が法人格を有していた。年間予算3,000万円未満の23協会のうち20協会は法人格を有していなかった。

●実施事業

全国障害者スポーツ大会(以下、全スポ)関連事業(予選会、選手派遣、強化練習会)、「スポーツ教室の企画・実施」、「障がい者スポーツ指導者養成」、「広報」などの事業においては、それぞれ7割以上の協会が事業を実施していた。一方で、「クラブ育成・支援」(56.1%)、「地域の活動拠点の拡大・支援」(49.1%)、「調査・研究」(52.6%)、「障がい者スポーツ指導者以外のボランティア養成」(40.4%)の事業は、実施している協会が少なかった。

推進計画策定の審議会メンバーに協会の役職員が入っているのは約4割の協会であり、前回調査(平成22年度)と違いはみられなかった。

●連携

障がい者スポーツ関係組織との連携についてみると、約9割の協会が「日本障がい者スポーツ協会」「障がい者スポーツ競技団体」「障がい者スポーツ指導者協議会」との今後の強い連携を期待している。

行政・医療・障がい福祉、教育との連携についてみると、約9割の協会が「都道府県・指定都市の障がい者スポーツ主管課」「特別支援学校(特体連含む)」との今後の強い連携を期待している。一方で「医療施設(病院・リハビリテーションセンター等)」については、現状、連携していない協会が約4割、今後、強い連携を期待している協会も約半数にとどまった。

スポーツ団体・企業との今後の連携についてみると、約8割の協会が「一般スポーツ競技団体」との今後の強い連携を期待している。

●協働体制

○全国障害者スポーツ大会の予選会の開催

協働している主な組織は、「障がい福祉部局」と「首長部局のスポーツ担当」であり、事業の企画、会場の確保、周知・広報・集客、当日の運営まで、すべてに関わっていた。

○全国障害者スポーツ大会への選手派遣

協働している主な組織は、「障がい福祉部局」と「首長部局のスポーツ担当」であり、事業の企画、周知・広報・集客、当日の運営まで関わっていた。

○全国障害者スポーツ大会のための強化練習会

協働している主な組織は、「特別支援学校」「障がい福祉部局」「首長部局のスポーツ担当」であった。「特別支援学校」は当日の運営、「障がい福祉部局」は事業の企画、会場の確保、周知・広報・集客、当日の運営まで、すべてに関わっていた。

○障がい者スポーツ大会の開催(全国障害者スポーツ大会以外)

協働している主な組織は、「障がい福祉部局」「特別支援学校」であった。「障がい福祉部局」は事業の企画、会場の確保、周知・広報・集客、当日の運営、「特別支援学校」は周知・広報・集客、当日の運営に関わっていた。

○障がい者スポーツ教室の開催

協働している主な組織は、「総合型地域スポーツクラブ」「特別支援学校」「障がい福祉部局」「都道府県・指定都市の社会福祉協議会」「首長部局のスポーツ担当」であった。「総合型地域スポーツクラブ」「都道府県・政令指定都市の社会福祉協議会」は事業の企画、会場の確保、周知・広報・集客、当日の運営のすべてに関わっていた。

○地域の活動拠点の拡大・支援

協働している主な組織は、「都道府県・政令指定都市のスポーツ推進委員協議会」「総合型地域スポーツクラブ」「首長部局のスポーツ担当」であった。「都道府県・政令指定都市のスポーツ推進委員協議会」は事業の企画、会場の確保、周知・広報・集客、当日の運営のすべてに関わっていた。

○障がい者スポーツ理解促進イベントの開催

協働している主な組織は、「総合型地域スポーツクラブ」「障がい福祉部局」「首長部局のスポーツ担当」「都道府県・政令指定都市のスポーツ推進委員協議会」「都道府県・政令指定都市の体育協会」「都道府県・政令指定都市の社会福祉協議会」であった。「障がい福祉部局」「都道府県・政令指定都市のスポーツ推進委員協議会」は事業の企画、会場の確保、周知・広報・集客、当日の運営のすべてに関わっていた。

○障がい者スポーツ指導者の養成

協働している主な組織は、「総合型地域スポーツクラブ」「障がい福祉部局」「首長部局のスポーツ担当」「都道府県・政令指定都市のスポーツ推進委員協議会」である。「総合型地域スポーツクラブ」「都道府県・政令指定都市のスポーツ推進委員協議会」周知・広報・集客に関わっていた。